

次のとおり「中津市学校給食共同調理場調理配達委託業務」に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年10月20日

中津市長 奥塚 正典

中津市学校給食共同調理場調理配達委託業務  
募集要項

中津市（以下「市」という。）では、令和8年4月から中津市学校給食共同調理場（第一・三光・本耶馬渓・山国）の調理等業務を民間事業者に委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理等委託業務に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項と併せて交付・公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 委託件名

中津市学校給食共同調理場調理配達委託業務

2 目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

### 3 対象の施設

施設名	第一共同調理場	三光共同調理場
所在地	中津市大字角木 80 番地 1	中津市三光成恒 348 番地
建築年度	平成 6 年度	平成 13 年度
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
建物面積	敷地面積 5578.84 m <sup>2</sup> 延べ床面積 2185.86 m <sup>2</sup>	敷地面積 2232.98 m <sup>2</sup> 延べ床面積 572.75 m <sup>2</sup>
システム	ウェットシステム（ドライ運用）	ウェットシステム（ドライ運用）
調理品目	2 献立制（A B 別） (各 2 ~ 3 品目／日調理)	1 献立制 (2 ~ 3 品目／日調理)
配食校数	小学校 11 校／中学校 6 校 ／幼稚園 8 園	小学校 4 校／中学校 1 校 ／幼稚園 3 園
調理食数	約 6,500 食／日	約 650 食／日
調理稼働日数	約 200 日／年	
給食提供開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日	

施設名	本耶馬渓共同調理場	山国共同調理場
所在地	中津市本耶馬渓町跡田 203 番地	中津市山国町宇曾 733 番地
建築年度	平成 11 年度	平成 13 年度
建物構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
建物面積	敷地面積 28,699 m <sup>2</sup> (本耶馬渓中学校敷地内) 延べ床面積 375.34 m <sup>2</sup>	敷地面積 1,441.89 m <sup>2</sup> 延べ床面積 328.85 m <sup>2</sup>
システム	ウェットシステム（ドライ運用）	ウェットシステム（ドライ運用）
調理品目	1 献立制 (各 2 ~ 3 品目／日調理)	1 献立制 (2 ~ 3 品目／日調理)
配食校数	小学校 4 校／中学校 1 校	小学校 2 校／中学校 2 校
調理食数	約 240 食／日	約 210 食／日
調理稼働日数	約 200 日／年	
給食提供開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日	

### 4 業務内容

具体的な内容は、「中津市学校給食共同調理場調理等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1)調理業務
- (2)配缶業務
- (3)配收回収業務
- (4)食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管及び日常点検業務
- (5)残菜及び厨芥の処理業務
- (6)調理施設、設備の清掃及び日常点検業務
- (7)上記に付帯するその他必要な業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務
- ・ボイラ一管理業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務

## 5 委託期間

令和8年4月1日から令和10年7月31日まで

## 6 受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

## 7 応募資格

### (1)資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②1日5,000食以上の学校給食調理施設又は大量調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等委託業務契約を締結していること。

### (2)応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②中津市の指名停止措置を受けている者。
- ③破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法

に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

- ④最近1年間の法人税、消費税を滞納している者。
- ⑤過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

- ①応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。
- ⑤提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- ⑥市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
  - a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
  - b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
  - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
  - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - e) 虚偽の内容が記載されている場合
  - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - g) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

- ①市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

②本募集要項に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

## 8 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

(1)実施要領等の公告	令和7年10月20日(月)
(2)募集要項等に関する説明会および現地見学会	令和7年10月28日(火)10時～
(3)募集要項等に関する質問の受付期限	令和7年11月10日(月)
(4)質問の回答	令和7年11月18日(火)
(5)参加表明書および企画提案書提出期限	令和7年11月21日(金)
(6)一次審査結果通知	令和7年11月28日(金)
(7)二次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月23日(火)
(8)二次審査結果通知(予定)	令和8年1月上旬
(9)契約締結(予定)	令和8年1月中旬

### (1)応募書類等の交付、公表

募集要項等の交付を次のとおり行います。また市ホームページにおいても、同日から本募集要項等を公表します。

①交付期間 令和7年10月20日(月)～令和7年11月21日(金)  
(土・日・祝日を除く)午前9時～午後5時

②交付場所 中津市豊田町9番地10 サンリブ中津2階  
中津市教育委員会 体育・給食課 学校給食係 (担当 藤野、近藤)

③交付・公表資料 a) 募集要項  
b) 仕様書  
c) 様式集  
d) その他資料(献立案 他)

### (2)募集要項等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

①日 時 令和7年10月28日(火)  
午前10時～午後4時(受付開始は午前9時30分)

②場 所 中津市大字角木80番地1  
中津市学校給食第一共同調理場 2階会議室  
(第一共同調理場を見学後、三光・本耶馬渓・山国共同調理場へ移動し見学)

### ③留意事項

a) 説明会参加希望者は、令和7年10月27日(月)正午までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、中津市教育委員会体育・給食課学校給食係へFAX又は

E メールにて連絡してください。

F A X 0979-22-1492

E メールアドレス taiikukyuusyoku@city.nakatsu.lg.jp

- b) 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとします。
- c) 説明会では、原則として募集要項等の配布はしないので、各自持参して下さい。
- d) 現地見学会の参加にあたっては、人数分の細菌検査結果の原本またはコピー（10 月 1 日以降に実施したもの）を持参すること。また、白衣・帽子・靴・マスクは各自用意すること。

### (3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

- ①質問書（様式 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、F A X 又は E メールにより提出してください。

F A X 0979-22-1492

E メールアドレス taiikukyuusyoku@city.nakatsu.lg.jp

- ②受付期間は、令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 11 月 10 日（月）午後 5 時まで

### (4) 質問の回答

質問の回答書は、令 7 年 11 月 18 日（火）に市ホームページにて公開します。また、質問への回答は、そのまま仕様書の追加又は修正とみなすこととします。

### (5) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）および提案書の提出

応募事業者は、次により提出してください。

- ①提出期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）～令和 7 年 11 月 21 日（金）  
(土・日・祝日を除く) 午前 9 時～午後 5 時

- ②提出先 中津市豊田町 9 番地 10 サンリブ中津 2 階  
中津市教育委員会 体育・給食課 学校給食係（担当 藤野、近藤）

- ③提出書類 a) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式 2 号） 1 部  
および様式 2 号記載の添付書類 各 1 部

- b) 提案書および見積書（様式 3 号～12 号） 正 1 部・副 1 部

※ a) と b)、別のフラットファイルに綴じて提出すること。

- ④注意事項 a) 原則として A4 判・縦型・横書き・左閉じで作成すること。
- b) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。
- c) 見積額は下記の金額の範囲内（準備期間を含めた総額）であること。

施設名	金額
中津市学校給食第一・三光・本耶馬渓・山国共同調理場	544,423千円 (消費税込)

- d) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。(税率10%として積算記載すること。)
- e) 見積書(様式12号)を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書(様式任意)を添付すること。
- f) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。
- g) 正式には市議会での議決により実施することになります。

⑤提出方法 持参又は郵送・宅配とする。※但し11月21日(金)午後5時必着とする

(6)第一次審査に関する結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、文書にて通知します。

(7)参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届(様式13号)を提出すること。

## 9 資格審査及び提案の選考

中津市学校給食共同調理場調理配達委託業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1)審査方法

①参加資格審査

選定委員会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

②提案書評価審査

中津市学校給食共同調理場調理配達委託業務プロポーザル審査会において実施する。応募者から提案のあった提案書等のプレゼンテーションを(2)委託業者選定審査基準に基づき実施する。

ア) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・提案書全体について、同一事項に対する二通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。

- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) 企業評価審査

選定委員会は、以下に記載する「(2)委託業者選定審査基準」のうち、①企業評価の部分について提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等を参考にして企業評価審査を行います。

ウ) 提案書評価審査

選定委員会は、第一次審査において選定された応募事業者を対象に、「(2)委託業者選定審査基準」に基づき提案書評価審査を行います。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「8 (5)④c) 項」記載の金額を超える場合、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

エ) プレゼンテーション及びヒアリング審査

選定委員会は、提案書評価審査と合わせて、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

- ・日 時 令和7年12月23日（火）午後予定
- ・場 所 別途通知します。
- ・時 間 プレゼンテーションとヒアリング含めて30分程度とします。
- ・出席者 3名までとします。
- ・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。  
(プロジェクター及びスクリーンは市で準備します。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

オ) プレゼンテーション等を行う順番は、第一次審査における書類の受付順とします。

カ) 選定委員（出席委員）は、応募事業者ごとに評価項目により評価点を付します。

(2) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり100点満点で評価するものとします。

①企業評価（配点20点）

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 業務実績	・学校給食調理委託業務受託実績 (学校給食共同調理場方式、自校調理方式)	様式4号の審査

b) 企業理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食に対する基本的な考え方</li> <li>・学校給食の意義や特色に対する理解度</li> <li>・学校給食調理業務に取り組む意欲</li> </ul>	様式 5 号の審査
c) 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理事故、異物混入等発生時の対処体制</li> <li>・生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入グレード</li> <li>・災害時対応</li> </ul>	様式 6 号の審査

②提案書評価（配点 60 点）

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 提案内容的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針</li> <li>・サービス水準</li> </ul>	様式 7 号の審査
b) 人員配置体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数、組織体制</li> <li>・業務責任者等の配置</li> <li>・配置者の資格、経験内容</li> <li>・地元採用計画</li> <li>・従事者の休暇等における代替者確保体制</li> </ul>	様式 8 号の審査
c) 衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者としての衛生管理対策や考え方</li> <li>・指導、検査体制</li> <li>・従事者の健康管理対策</li> </ul>	様式 9 号の審査
d) 研修計画、移行準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者に対する巡回指導及び研修計画</li> <li>・受託から給食開始までの従事者研修計画</li> </ul>	様式 10 号の審査
e) 食育の充実、学校との交流企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の充実関連活動</li> <li>・学校等との交流企画</li> </ul>	様式 11 号の審査

③コスト評価（配点 20 点）

評価項目	評価の観点	評価方法
受託コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数</li> <li>・経費負担内訳</li> </ul>	様式 12 号の審査

(3)選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4)審査結果の通知及び公表

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。また、第二次審査後の選定結果は、市ホームページに公表します。

(5) 契約候補者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングでの合計評価点が最も高い応募事業者を、契約候補者とし、随意契約の交渉を行います。契約候補者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(6) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

## 10 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ①学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ①委託料は、令和8年4月分を初回として、月ごとに支払います。
- ②受託事業者は、委託業務完了報告書を提出し、市による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を市に請求することができます。なお、市が事業者に支払う各月の委託料の額は、各年度委託契約金額をその年度の契約月数で除した額（ただし端数は3月分で調整）とします。
- ③市は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(3) リスク分担方針

契約締結後の市と事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	<input type="radio"/>	
	事業者の事業放棄、破綻		<input type="radio"/>
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	<input type="radio"/>	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		<input type="radio"/>
計画変更	事業内容の変更	<input type="radio"/>	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		<input type="radio"/>
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		<input type="radio"/>

	上記以外	○	
調理事故・異物混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	業務仕様書不適合		○

#### (4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

##### ①事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をことができなかつた時は、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することとします。

##### ②市の債務不履行の場合

- a) 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、事業者は契約を解除できることとします。
- b) 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

##### ③当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できます。

### 1 1 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

中津市教育委員会 体育・給食課 学校給食係(担当 藤野、近藤)

電 話 : 0979-62-9014

F A X : 0979-22-1492

E メールアドレス : [taiikukyuuusyoku@city.nakatsu.lg.jp](mailto:taiikukyuuusyoku@city.nakatsu.lg.jp)